

東京23区に お勤めもしくは 住んでいる方

移住支援金を活用
して今治市で
働きませんか

移住
支援金 30万円+
子ども加算



IMABARI

TOKYO
23



東京23区(在住者又は通勤者)から愛媛県今治市へ
移住し、移住支援金の要件を満たす方に

移住で30万円 +

18歳未満の世帯員を帯同
する場合10万円/人を加算

今治市より支給できる制度です。



お仕事はこちらの
マッチングサイトで
お探してください。



あのこの(愛媛)

あの街、この町で、はたらこう

移住支援金の要件

※予算に限りがあります。予算額に達したときに、事前告知なく、申請を打ち切ることがあります

☑ 就職に関する要件

- ☐ 移住支援事業の対象とする求人(愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」掲載)に就業した方
- ☐ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方
- ☐ 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方(テレワーク)
- ☐ 公益財団法人えひめ産業振興財団が別途募集する「愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金」の交付決定を受けた方

☑ 移住先に関する要件

- ☐ 令和3年4月1日以降に本市に転入したこと。
- ☐ 交付申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること。
- ☐ 本市に申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

上記以外の要件もありますので、市地域振興課ホームページ
(<https://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/ijyu/ijushien/>)をご覧ください。

☑ 移住元(東京圏)に関する要件

- ☐ 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。
- ☐ 転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。



詳しくは
担当者まで
お問い合わせ
ください

☐ お問い合わせ先 今治市 総合政策部 地域振興局 地域振興課 担当:移住定住政策係

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1 電話:0898-36-1514 メール:oido@imabari-city.jp

令和6年度版